

3. 余暇

(1) 基本的な考え方

《障害のある人にとっての余暇》

余暇は、日常の仕事、生活の雑務などから解放され、わたしたちの人生や生活にゆとりや楽しみを与えてくれます。また、心身のリフレッシュや健康に役立つ面もあります。

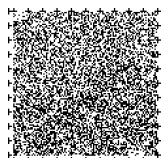
余暇の中には、レジャー・旅行、スポーツ、芸術文化、生涯学習といった少しあらたまった活動から、趣味、運動・散歩、テレビ放送や音楽の視聴、友達とのつきあいなど普段の時間の過ごし方まで幅広い内容が含まれます。生活の用務である買物、料理なども、時として余暇と同じような意味を持つ場合があります。

一般的に就労、社会参加、交流、消費活動などの機会の少ない障害のある人にとっての余暇は、人生の楽しみとしてだけでなく、緊張の緩和、気分転換、自立支援としての意義もあり、生活の質（QOL）を高めるためにもとても重要な意味を持っています。

こうした視点に立ち、第三次計画で位置づけたスポーツ、芸術文化といった分野に加え、本計画においては、障害のある人一人ひとりが普段の生活を楽しく、自分らしく送ることができるようになるための環境づくりという観点から、施策の方向を位置づけます。

《障害のある人の余暇の現状》

余暇の使い方は人それぞれに多様ですが、例えば、グループホームに住む利用者や日中、通所サービスや地域活動支援センター*等を利用している人たちは、休みの日をどのように使っていることが多いのでしょうか。



障害のある人の休日の過ごし方について把握するため、県内のグループホーム等の関係者の皆様から情報を集めました。

一人ひとり障害の状態なども異なりますし、生活のスタイルや趣味嗜好も多様なので、共通項として多いものに着目して傾向等をまとめてみます。

一般の会社員などと同じように、週日を仕事や施設等で過ごす障害のある人にとって、土・日曜日は貴重な時間となっているようです。

最も多い使われ方としては、一週間溜まった洗濯、掃除など日常の作業に追われることが多いようです。一人または利用者同士と一緒に買い物や公園への散歩などに出かける場合も多いようです。世話人が一緒に行くことも多くあります。

その他の時間は、各自部屋でテレビを見たり、音楽を聴いたり、趣味のある人は趣味の活動を行っています。

家族がある人は、土・日曜日に実家に帰る人も多くいます。日頃の生活から離れ、気晴らしや一時の団欒を楽しんでいます。

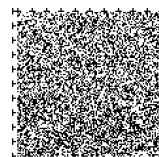
これだけを見ると一般の人とほとんど変わりありません。

グループホーム等では、朝夕の限られた時間を除き利用者が好きなように過ごせることが原則です。過ごしたいように過ごしてもらおうとしながらも、多くのホームでは外出や日頃と違うことを行うことで生活にリズムを持たせたり気分転換を図るなど、いろいろと意図的に工夫をしているのが実態です。

この実例として、誕生会、クリスマス、お正月などの季節の行事、地域の行事や海水浴、花火大会などを企画しているグループホームも多くあります。

年に数度の特別な行事としては、地域の大きな催しものに、ホーム全員で、年2、3回程度参加することもあります。

地元の市町村や関係団体から情報提供がある場合もありますが、世話人さんが意識的に情報の収集に努めているケースもあります。



グループホーム等の年間のメインイベントは、年1、2回程度の旅行です。宿泊を伴う旅行が1回、日帰りが1回などの場合が多いようです。

《障害のある人の余暇充実のための問題点》

グループホーム等のサービスには余暇支援は含まれていません。しかし、実態としては、日常生活支援の延長として、世話人や職員が熱意と知恵を絞っていろいろな支援をしているのが実態です。

これは障害のある人の余暇において、福祉支援との分離が難しいことを物語っています。

提供いただいた情報の中では、「支援者や利用者同士以外で、友達感覚で付き合える地域の人はいません」との回答が多くありました。

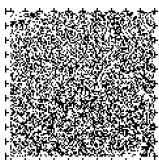
これは、一般の人でも同じであるとは言えなくはありません。しかし、一般の人と大きく異なるのは、配偶者や子どもなど一緒に時間を過ごす家族がいる場合が少ないことです。

こうした実例を参考に、障害のある人の余暇が制約される理由や背景を考えてみます。

《自由な外出等を妨げるバリア》

障害によって、移動、情報、コミュニケーションなど社会的な活動を行ううえでのバリアが多く存在することが挙げられます。また、心身的な理由により一人で活動すること、またその範囲・時間等も限られている場合が多く、外出や活動のためには見守りをはじめ多くの支援が必要となることが挙げられます。

公共交通機関が整った地域では、鉄道やバスを使って比較的遠くでも一人で外出できますが、公共交通機関が少ない地域では世話人が自分の車を使って連れていくしか方法がありません。こうした際、安全面での不安がありますし、外出する利用者と外出しない利用者がいた場合、いずれかの支援が手



薄になります。グループホーム等には制度的にバックアップする仕組みはありません。世話人の判断で不安な中で余暇を支援することになります。

視覚・聴覚障害のある人では、そうした状況に加え、コミュニケーションや情報入手などの困難さが加わります。

また、障害のある人の余暇を制約する背景として、今日では消費活動と一体となった余暇の過ごし方が一般的であり、所得の限られた障害のある人にとっては、経済面において活動に制約が生じることも挙げられます。

「年1回の旅行」に代表されるように、余暇に使えるお金は限られています。

限られた所得の中で、障害のある人は、買い物や調理・食事など日常生活の中で楽しみを見つけている場合が多いようです。

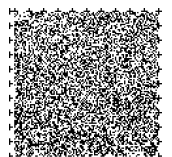
事業所の芸術文化、創作、趣味活動や団体・地域のイベント、サークル活動等を利用している人や、時々、カラオケやボウリングなどを楽しんでいる人もいます。

しかし、年金受給者が多く制度的な利用者負担を除くと、その他に回せるお金は限られており、余暇の活動も制約のあるものとなっています。

また、今回の情報提供の中では多くありませんでしたが、障害のある人が楽しく利用できるよう配慮されたサービスが少ないことも、障害のある人の余暇活動の制約になっていると考えられます。

グループホーム等での余暇支援のもう一つの側面として、余暇の使い方への慣れや意欲を促すことがあげられます。

自宅生活の基本となるのは、食事と適度な運動、リズムのある生活などです。このため、世話人さんが作る毎日の食事の中にも工夫が図られている場合があります。土・日曜日を利用して、一緒に料理することで、その技術や習慣を身に付けてもらったり、食べることの大切さ、楽しさを伝えることで、



食事に主体的に関わる態度や意欲を身に付けてもらったりしています。散歩や買い物なども規則正しい生活や運動の機会を充実させようという配慮に基づく場合が多くあります。

(2) 余暇支援の方向性

このような実態を踏まえ、余暇活動に伴うバリアの解消を中心とした施策の方向性を考えます。

《余暇活動のためのバリアフリー化および支援の確保》

本計画では、障害のある人の社会生活を支えるための支援として、「生活環境」においては、バリアフリー*化や安心安全な地域社会づくりのための施策を、「情報コミュニケーション」においては、情報バリアの解消やコミュニケーションの促進のための施策を位置づけています。

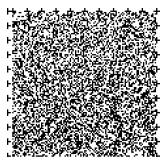
これ以外での、余暇や外出のために必要な支援へのアプローチとしては、障害のある人にとって必要な余暇の情報を入手することができるための支援と、一緒に外出したり、話し相手になってくれる友達やボランティアといった同性や異性の「友人」との出会いの場づくりなどの支援が考えられます。

サービス事業者は、移動の手段や安全を確保してくれますが、本当の意味で余暇を共に楽しむ相手ではありません。

このため、家族による支えとは別に、日常の生活や活動に寄り添って、楽しい時間を共有してくれる、支援者でない友人の存在が必要だと考えられます。

《気軽に利用できる余暇の場と発表の場の確保》

気軽に利用できる余暇の場の拡大を図るため、県として、公共施設、民間施設等に強く働きかけるとともに、その協力を確保することにより、経済的に負担も少なく身近で利用できる余暇の場の拡大を図っていくことが必要と考えられます。



また、既存の催しや情報ツールを活用して、積極的に障害のある人の芸術文化・自己表現作品等の発表の場の確保に努めることも必要です。

《障害のある人が楽しく利用できるよう配慮された商品・サービス提供事業者の普及》

本計画では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」に基づき、社会における障害のある人への合理的配慮の普及、また、障害のある人にやさしい社会づくりに取り組むこととしています。

これからは、障害のある人にやさしい取組みを進めている事業者等を社会に広報し、こうした取組みを普及していくとともに、障害のある人に向け、楽しく安心して利用できるサービス等の情報提供を行っていくことが考えられます。

(3) 障害のある人の余暇を充実させるための方策

～余暇・学び・表現・芸術文化のための環境づくり～

ア 余暇の広がりを支える仲間や団体づくり

▶地域の多様な人々とのつながりをつくるための仕組みづくり

障害のある人と社会参加・余暇等を共にしながら楽しい時間を共有するなど、支援者や家族だけでなく、地域社会において障害のある人と多様な人々との関わりをつくる仕組みを検討します。

▶余暇の場所を提供してくれる協力者の確保

活動に際して特別の支援や配慮が必要な水泳教室、体操教室、音楽教室、ボウリング場などスポーツ・レジャー分野の民間施設、スポーツ・レクリエーション等の団体・サークルに対して、モデル事業として教室・催しの開催への助成や、障害のある人の受入れのために必要なノウハウや人的な支援を行うとともに、実績のある施設・団体等について県の協賛団体として認定す



る仕組みを検討します。

イ 情報支援

➤障害のある人や地域社会の情報交換・コミュニケーションのツールづくり

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイトであるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）*を通じて、障害のある人の自己表現や社会参加、障害に関する理解の促進が進むよう、その活用促進について検討を進めます。

周囲の理解の促進と障害のある人の社会参加の促進は相互的な影響があることから、商店街等を利用した障害者の居場所作りや、バリアフリー*化による障害のある人の参画、町内会の防災・環境美化活動その他の行事等への参加の促進を図り、併せて身近な地域での理解促進を図ります。

➤点字・音声即時情報ネットワーク事業

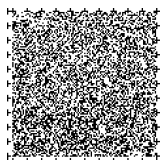
視覚障害の人に対する音声サービスとして、録音テープによる「声の広報誌」や（社）千葉県視覚障害者福祉協会に委託して実施している政治・経済・社会情勢、スポーツ、文化に関する情報を電話で提供する「点字・音声即時情報ネットワーク*事業」のさらなる充実を図ります。

ウ 外出のための移動支援

➤移動支援サービスの充実

公共交通が不足している地域において、障害のある人等が外出するために、いつでも、どこでも安心して利用できる移動支援サービスが必要です。

県内の大部分の市町村が実施している福祉タクシー事業（障害のある人がタクシー等を利用した場合に一定の助成を行う事業）について、更に新規実施や広域化を促す観点から、制度の拡充を支援します。



市町村など行政機関、公共交通事業者と移動支援サービス事業者などの関係者の連携強化を図るとともに、利用者・事業者に必要な情報提供など、社会福祉協議会、NPO*、ボランティア団体等が安定的に移動サービスを実施できるよう支援を行います。

➤移動支援事業の円滑な実施

障害のある人の外出を支援する市町村の移動支援事業について、技術的な助言や財政面での支援を行うとともに、市町村間の広域的で円滑な相互利用ができるよう、事業の連携に向けて支援を行います。

➤公共交通等における障害のある人への減免制度の充実

公共交通料金の減免は広がっていますが、事業者により対象となる障害や同行者の減免等について運用が異なる場合もあります。

県として、対象、運用基準等の統一化が進むよう関係機関に働きかけます。また、新たな障害種別の状況を踏まえ、障害のある人の範囲の捉え方について、関係機関へ情報提供等を行います。

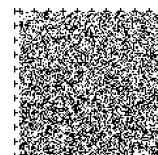
エ 気軽に利用できる余暇の場の確保

➤気軽に利用できる居場所づくりの検討

地域住民や行政等が協力して、経済的な負担も少なく、障害のある人、高齢者などを含む地域住民がいつでも気軽に利用できる、地域福祉フォーラム*の活動を通じた「ふれあい・いきいきサロン」等の促進を図るほか、身近な居場所づくりを進める方策について検討します。

➤スポーツ・レクリエーションセンターの利用促進

障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動の拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、付帯施設の整備、各種情報媒体を活用した広報活動の推進、障害のある人が優先して利用しやすいシステムの検討・導入を図ります。



▶**県立施設の利用促進**

県立の少年自然の家、青年の家、博物館、スポーツ施設、公園等を積極的に利用できるよう使用料・利用料等の減免を行います。

また市町村の有料施設、博物館・動植物園・公園など公共性の高い民間施設について、入場料・使用料等の減免措置等の導入について、県として関係機関等への働きかけを行います。

民間団体が文化活動を行う場として、学校や公共施設の空きスペース等を活用できるよう関係者に要請します。

▶**字幕ライブラリー事業**

聴覚障害のある人に対する案内サービスとして、字幕等により TV の文字放送等を利用できる機器を給付する市町村の日常生活用具給付事業の利用を働きかけるほか、芸術・文化・娯楽等の作品を提供する字幕ライブラリーについて、引き続き充実を図ります。

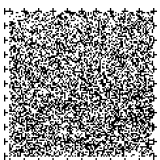
オ 障害のある人の芸術文化作品・活動成果の発表、自己表現ための場の確保

▶**芸術文化活動等の発表の場の充実**

障害のある人が作成する芸術・文化作品や芸能を発表する場として、障害のある人の団体が主催する身体障害者作品展示会やさわやか芸能発表会を共催するほか、文化・芸術関連行事を後援し、発表機会の確保と充実に努めます。

▶**幅広く活躍するグループ等の発掘・育成**

また、授産施設、地域活動支援センター*等と協力して、一般の催しや舞台上で活躍するグループ・個人の発掘・育成に取り組みます。



カ 障害があっても気軽に楽しめる旅行・レジャー環境の普及

▶ユニバーサルツーリズムの普及

ユニバーサルツーリズム*のヒント・事例集やハンドブックなどを活用しての県内でのユニバーサルツーリズム理念の普及・啓発や、ホスピタリティー*・サポート方法等についての観光教育の充実を図るとともに、観光施設や宿泊施設のバリアフリー*化等を促進し、障害のある人も安心して楽しめる観光地づくりを進めます。

▶身体障害者・オストメイト用トイレの普及

幹線道路、観光施設のトイレについて、管理者に対し身体障害者用トイレ、オストメイト設備等の整備に必要な情報提供を行い、施設の改善・普及を働きかけます。

▶バリアフリー情報の提供

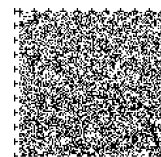
県内のレジャー、レクリエーション、宿泊施設等に関するバリアフリー*情報をまとめた「ちばバリアフリー*マップ」の充実を図り、必要な情報の提供に努めます。

(4) 障害のある人のスポーツの振興

スポーツ活動は、障害のある人の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すことから感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。

また、スポーツ活動や文化活動を通じて、障害のある人同士または障害のある人と障害のない人の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。このように、スポーツ活動・文化活動は社会参加の重要な要素です。

障害のある人やその支援者のみが参加するスポーツ活動や文化活動に加えて、必要な支援体制を確保した上で、一般のスポーツ活動や文化活動に障害



のある人が参加できるようにすることも重要です。

ア スポーツ・レクリエーションを支える団体・施設の充実

▶千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会の充実・強化

千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会は、平成24年4月より任意団体から一般社団法人へ移行し、障害のある人のスポーツ・レクリエーションおよび文化活動の振興を目的として、県の委託を受けて、千葉県障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障害者スポーツ指導者の養成等のスポーツ関連事業のほか、障害のある人の音楽・生け花等の文化活動を支援しています。

▶民間活動に対する支援等

民間団体がスポーツを行う場として、学校や公共施設の運動場、プール、空きスペース等を活用できるよう関係者に働きかけます。

団体競技ばかりでなく、山登り、ボウリング、卓球など個人で楽しむスポーツへの参加にも必要な支援を行います。

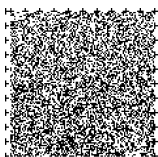
▶千葉県スポーツ・レクリエーションセンターの活用促進

障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動の拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターを中心として、利用者の増加を目的とした広報活動の強化、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図る他、調査・研究による障害のある人のスポーツ・文化活動の実態把握、指導者の育成を通じた障害のある人のスポーツ・文化活動の振興を図ります。

イ スポーツ・レクリエーションイベントの開催

▶千葉県障害者スポーツ大会の開催

障害のある人のスポーツを振興し、自立と社会参加を促進することを目的として、本県では平成12年度から、全国障害者スポーツ大会の開催に先駆



け、従来の知的障害、身体障害別のスポーツ大会を統一し、陸上、水泳、団体競技を含めた総合的な大会として「千葉県障害者スポーツ大会」を開催しています。

千葉県障害者スポーツ大会については、幅広い障害のある人が参加できる大会として、競技内容、参加規模等の充実を図ります。

今後、競技の前提となる同等の参加条件の確保に留意しながら、障害種別を越えた競技種目の増加、個人でも気軽に参加できる競技種目の導入について検討を進めます。

➤手をつなぐスポーツのつどいの開催

知的障害のある人が元気で明るい生活を送るため、その家族、福祉関係者が一堂につどい、お互いに手をつなぎあってスポーツやゲームを楽しむことにより、体力の増進と親睦を図り、併せて社会の人々が多くの支援と理解を得ることを目的に引き続き「手をつなぐスポーツのつどい」を開催します。

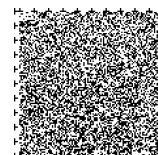
➤全国障害者スポーツ大会での躍進

本県における障害者スポーツの一層の普及等を目的に、千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会、障害のある人の団体など関係団体との連携組織の強化、障害者スポーツ指導者の養成、競技種目の拡大・充実、選手への支援強化に取り組み、本県選手団のさらなる躍進を目指します。

➤精神障害のある人のスポーツの振興

精神障害のある人のスポーツの組織的な活動は、身体、知的障害のある人のスポーツに比較して立ち遅れていました。千葉県精神保健福祉協議会主催による「第1回千葉県精神障害者ソフトバレーボール大会」が平成14年12月に開催され、平成15年5月に開催された「第4回千葉県障害者スポーツ大会」から精神障害のある人の団体が身体、知的障害のある人の団体と共に主催団体として参画しています。

障害者スポーツ大会の充実等を通じて、精神障害のある人のスポーツ参加



の拡大に取り組みます。

ウ スポーツ指導者の育成

障害のある人が安全で効果的なスポーツ活動を行うことができるよう、障害の特性に応じたスポーツ指導者の養成が必要です。

▶障害者スポーツ指導員の養成

スポーツ指導者は、平成23年12月現在、県内で649名が登録されていますが、県では、障害のある人がいつでも、どこでもスポーツ指導を受けられることができるよう、引き続き指導者の養成を進めます。

項 目	22年度 (実績)	23年度 (見込)	26年度
障害者スポーツ指導員の養成者数	137人	160人	200人

